

2 公的職業訓練の効果的な実施の推進

勸 告	説明図表番号
<p>求職者を対象とした職業訓練については、現在、主として離職者訓練（平成 26 年度約 13.4 万人が受講）及び求職者支援訓練（同約 5.5 万人が受講）（以下「公的職業訓練」と総称する。）が実施されており、また、離職者訓練には、施設内訓練（同約 4.0 万人が受講）と委託訓練（同約 9.4 万人が受講）がある。</p>	<p>表 2-1-5（再掲）</p>
<p>（職業訓練実施計画等に基づく離職者訓練の実施）</p>	
<p>公共職業訓練は、職業能力開発促進法第 15 条の 8 第 1 項に基づき、厚生労働大臣が作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとされている。この公共職業訓練に係る「職業訓練実施計画」（平成 27 年厚生労働省告示第 239 号。計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで）では、離職者訓練について、計画期間中に実施する当該訓練の対象者数を 14.1 万人とし、うち 2.7 万人を施設内訓練として、11.4 万人を委託訓練として実施することとされている。委託訓練については、人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野や、今後成長が見込める医療、情報通信、観光、環境・エネルギー分野等において充実を図ることとされている。また、同計画においては、効果的な離職者訓練の実施のための取組として、i) 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うこと、ii) 定員の充足状況や修了者の就職実績が低調な訓練科については、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図ることなどが定められている。</p>	<p>表 2-1-6（再掲） 表 2-2-1</p>
<p>同様に、各都道府県においても、職業能力開発施策の一層の充実を図るため、毎年度、厚生労働省が作成する策定方針を踏まえた「地方職業能力開発実施計画」を策定することとされており、「平成 27 年度地方職業能力開発実施計画の策定について」（平成 26 年 12 月 1 日付け能能発第 1201 第 1 号厚生労働省職業能力開発局能力開発課長通知。以下「平成 27 年度地方職業能力開発実施計画通知」という。）に基づき、職業訓練の対象者数のほか、実施する職業訓練の内容・効果的な実施のための取組その他必要な事項などが定められている。</p>	<p>表 2-2-2</p>
<p>（全国職業訓練実施計画等に基づく求職者支援訓練の実施）</p>	
<p>厚生労働大臣は、求職者支援法第 3 条第 1 項に基づき、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を策定するものとされており、厚生労働省では、毎年度、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画」（全国職業訓練実施計画）を策定している。平成 27 年度における同計画（平成 27 年厚生労働省告示第 240 号。計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで）では、求職者支援訓練について、実施規模に関しては「54,000 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 83,080 人を上限とする」、訓練内容に関しては「基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする」、「成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものと</p>	<p>表 2-1-7（再掲） 表 2-2-3</p>

する」と定められている。また、訓練認定規模（注1）については、次のとおり定められている。

- ① 基礎コースは訓練認定規模の30%、実践コースは訓練認定規模の70%
- ② 実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の3分野の割合は、地域の実情に応じて次の目安に沿って設定
 - i 3分野合計の目安として、実践コース全体の訓練認定規模の45%
 - ii 実践コース全体の訓練認定規模に占める各分野の下限の目安として、介護系20%、医療事務系5%及び情報系5%

また、実践コースのうち、その他の成長分野、人材不足分野（農業、環境、観光、建設等）等については、実践コース全体の訓練認定規模の55%を目安とする。

（注1）「訓練認定規模」とは、求職者支援法第4条第1項に基づく厚生労働大臣による認定に係る職業訓練の実施規模（求職者支援訓練の定員）をいう。

さらに、平成27年度における全国職業訓練実施計画においては、求職者支援訓練における就職率（雇用保険適用就職率（注2））に係る目標として、基礎コースで55%、実践コースで60%を目指すこととされている。また、同計画には、特定求職者に対する職業訓練の一つである離職者訓練の実施規模及び分野並びに就職率に係る目標も定められており、施設内訓練で80%、委託訓練で70%を目指すこととされている。

厚生労働大臣は、全国職業訓練実施計画の策定に併せて、都道府県単位の計画を策定しており、平成23年通知に基づき、都道府県労働局長が、地域訓練協議会を開催し、都道府県や地域における関係団体等の意見を聴取の上、「地域職業訓練実施計画」の案を取りまとめることとされている。

（注2）雇用保険適用就職率は、「雇用保険部会報告」（平成25年12月26日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会（第97回））において、求職者支援制度はその成果として安定した就職を目指していくべきであるが、現状では就職の状況について受講生本人の申告に基づく就職状況の把握が必ずしも正確になされていないことから、制度の成果を適切に把握していくためにも、就職状況の把握や確認する方法を改善するとともに、就職としては雇用保険が適用される就職であるかを把握し、その就職を成果として捉えるよう見直すべきであるとされたことを受け、平成26年度における全国職業訓練実施計画から、求職者支援訓練における就職率に係る目標の設定に用いられている。

（公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定）

厚生労働省の「新しい職業能力開発行政の姿」（平成26年7月職業能力開発行政改革検討チーム報告書）において、職業能力開発行政の施策分野ごとの課題の一つとして「公共職業訓練と求職者支援訓練で、それぞれ別に計画を策定しているため、公的職業訓練全体として効果的な訓練計画を策定できていない」と指摘されており、この課題の解決に向けた具体的な改革の方向性として、都道府県ごとに一つの公的職業訓練の総合的な訓練計画を策定する旨が示されている。これを踏まえ、同省は、公的職業訓練総体として効果的な実施を担保するため、平成26年12月に都

表2-2-3（再掲）

表2-1-17（再掲）

表2-2-4

<p>道府県に対し、平成 27 年度地方職業能力開発実施計画通知を発出し、平成 27 年度から公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画の策定を促進しており、同年度において既に 12 都道府県（注 3）で総合的な計画が策定されている（28 年度には全ての都道府県において策定される予定）。同省が策定する公共職業訓練に係る職業訓練実施計画及び求職者支援訓練に係る全国職業訓練実施計画については、平成 28 年度には一つの総合的な訓練計画となる予定である。</p> <p>（注 3）青森県、富山県、石川県、長野県、三重県、京都府（平成 26 年度計画から実施）、大阪府、兵庫県、鳥取県、香川県、宮崎県及び鹿児島県の 12 都道府県</p>	<p>表 2-2-2（再掲） 表 2-2-5</p>
<p>（地域訓練協議会の設置・運営）</p> <p>「地域訓練協議会」は、地域における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練を実施するに当たり、全国職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模に係る目標を確認するとともに、その達成に向け、訓練実施機関の開拓等に地域の関係者が連携して取り組むための検討の場として、都道府県ごとに開催されるものである（事務局は各都道府県労働局職業安定部に設置）。同協議会は、有識者（人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者）のほか、産業界（都道府県経営者協会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所等）、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部、都道府県、都道府県労働局等の関係者から構成され、i）地域（都道府県）における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の訓練実施分野及び規模（目標）の設定に関すること、ii）訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関することなどの事項について協議することとされている。また、原則として年 2 回開催することとされ、各年度の地域職業訓練実施計画に盛り込むべき内容についての意見交換等が行われている。</p>	<p>表 2-2-6</p>
<p>さらに、厚生労働省は、平成 26 年 9 月に都道府県、都道府県労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、「公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化について」（平成 26 年 9 月 29 日付け職訓発 0929 第 1 号・能発 0929 第 1 号厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長、職業能力開発局能力開発課長通知）を発出し、公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化を図るため、地域訓練協議会等の合議体を更に活用することとしている。同通知においては、地域訓練協議会等の労使団体も参画している合議体を活用して、産業政策を含めた地域全体の人づくりの視点で、地域のニーズを踏まえ、公的職業訓練を総合的、一体的かつ計画的に実施できるよう、都道府県ごとに公的職業訓練の総合的な訓練計画を策定するなど、訓練のコース設定、実施地域、募集時期、実施時期、定員等を関係機関で十分に調整することとされている。</p>	<p>表 2-2-7</p>
<p>今回、21 都道府県及び 21 都道府県労働局（21 地域訓練協議会、33 安定所）における公的職業訓練の実施状況を調査（注 4、5）した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>（注 4）公的職業訓練の実施状況を調査するに当たっては、公共職業訓練に係る職業訓練実施計</p>	

画及び求職者支援訓練に係る全国職業訓練実施計画において、人材不足が深刻な分野や今後成長が見込める分野として具体的に例示されている訓練分野を中心に調査するとともに、様々な創意工夫や柔軟なアイデアをいかした訓練の担い手たる民間教育訓練機関等が実施する委託訓練及び求職者支援訓練を重点的に調査した。

(注 5) 公的職業訓練の実施状況を検証するに当たっては、地域の求人ニーズを把握するための指標として、厚生労働省が公表している「職業別の有効求人倍率」のデータを、公的職業訓練の訓練効果（求職者の早期の安定した就職の実現）を把握するための指標として、「訓練分野別の就職率（求職者支援訓練の場合は雇用保険適用就職率）」のデータをそれぞれ活用して、公的職業訓練が地域の求人ニーズを踏まえて効果的に実施されているかとの観点から分析した。

(1) 委託訓練

(地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野)

21 都道府県における職業別の有効求人倍率のうち、「介護サービスの職業」の推移をみると、平成 24 年度は最高 3.06 倍で最低 1.17 倍、25 年度は最高 3.47 倍で最低 1.33 倍、26 年度は最高 4.25 倍で最低 1.54 倍と全体的に高水準で推移しており、いずれの都道府県においても、介護系分野は、地域の求人ニーズが高い分野となっている。ちなみに、厚生労働省が平成 27 年 6 月 24 日に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」では、平成 27 年度以降に取り組む新たな施策の効果を見込まず現状のまま推移した場合の 37 年度における需給ギャップを 37.7 万人と推計しており、介護系分野は、中長期的にも求人ニーズの高い分野であると考えられる。

また、21 都道府県における委託訓練の受講者の就職率の推移をみると、介護系分野の受講者の就職率が 70%以上（注 6）の都道府県が、平成 24 年度で 18 都道府県（最も高いものは 87.7%）、25 年度で 20 都道府県（同 88.3%）、26 年度で 20 都道府県（同 91.4%）となっており、都道府県の中には、年度によって当該就職率が 60%台にとどまっているものがみられるものの、介護系分野は、総じて就職率が高い分野となっている。ちなみに、平成 26 年度における全国ベースでの委託訓練の受講者の就職率をみても、介護系分野の受講者の就職率は 79.3%と委託訓練の受講者全体の就職率（71.5%）に比べ高い水準となっている。

このように、介護系分野のような、地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野については、地域において今後の成長や雇用吸収が見込まれる産業に関わる分野であるとともに、求職者の早期の安定した就職の実現に一定の成果を上げていることから、訓練のより積極的な実施を目指すべき分野であると考えられる。

ただし、21 都道府県における委託訓練の開講コースの定員充足率の推移をみると、介護系分野の開講コースの定員充足率が 80%未満（注 7）の都道府県が、平成 24 年度で 4 都道府県（最も低いものは 67.6%）、25 年度で 12 都道府県（同 56.6%）、26 年度で 15 都道府県（同 54.1%）となっており、介護系分野については、雇用情勢の改善等を反映して受講者が集まりにくい状況となっている。ちなみに、平成 26 年度における全国ベースでの委託訓練の開講コースの定員充足

表 2-2-8

表 2-2-9

表 2-2-10

表 2-2-11

表 2-2-12

表 2-2-13

率をみても、介護系分野の開講コースの定員充足率は72.3%と委託訓練全体の開講コースの定員充足率(82.6%)を下回っている。このため、介護系分野の訓練のより積極的な実施を目指すに当たって、まず、より多くの受講者が集まるよう、所要の方策として、求職者に対する公的職業訓練の周知を適切に行うとともに、公的職業訓練の受講により就職可能性が高まるとみられる者に対する積極的な公的職業訓練への誘導や、求職者の就職可能性を高めるような適切な受講あっせんを行うことが重要である。

一方、厚生労働省では、安定所における雇用保険受給者説明会を活用した訓練の概要等についての説明や、訓練実施機関による訓練コース説明会の開催、公的職業訓練への誘導に必要な安定所職員の専門性を向上させるための訓練施設の見学会の実施などに取り組むこととしているが、21都道府県労働局の33安定所の中には、平成25年度において、i)委託訓練を行う民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を開催していないもの(25安定所)、ii)安定所職員向けの訓練施設の見学会について、民間教育訓練機関等の訓練施設を対象とした見学会を実施していないもの(22安定所)がみられた(注8、9)。

また、介護系分野は、地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野であり、その受講者の就職可能性は高いと考えられることから、安定所における求職者に対する受講あっせんに当たっては、求職者本人の能力・適性等も踏まえつつ、介護系分野への誘導をより積極的に行うことが重要である。加えて、説明会等による求職者に対する公的職業訓練の周知に当たっても、介護系分野の訓練コースの訓練内容や期待される訓練効果、当該コース修了者の就職実績等を示しながら、積極的な誘導に取り組むことが効果的であると考えられる。

さらに、介護系分野に関しては、求職者が介護職員を取り巻く現状等を正確に理解できるよう、求職者に対し十分な説明を行うことが必要であり、そのためには、介護事業の事業主団体など介護系分野の求人者側から有用な情報を収集することが効果的であると考えられる。

訓練コースの設定に係る都道府県労働局の取組事例(平成26年12月3日第12回中央訓練協議会)の中には、介護事業者の施設長を招き、介護の現場から見えてくる課題等について意見交換を行い、今後の訓練の設定・構築のための参考とすることとしている例がみられた。また、21都道府県労働局の中にも、平成25年度において、介護事業者の訓練ニーズを把握するための管内の安定所による電話調査を実施した例がみられた。このような介護系分野の求人者側との連携・交流は、地域における介護系分野の求人ニーズをより的確に把握するという意味でも積極的に取り組むべきであり、当該連携・交流を通じて収集・把握した有用な情報については、訓練コースの設定にとどまらず、求職者の介護系分野への誘導など、より幅広く活用すべきである。

(注6)平成26年度以降、全国職業訓練実施計画において、委託訓練の受講者の就職率に係る目標は70%と定められている。

(注7)21都道府県の委託訓練全体の定員充足率は、平成24年度87.3%、25年度85.2%、26年度82.1%となっている。

表2-2-7(再掲)

表2-2-14

表2-2-15

表2-2-16

(注 8) 安定所における雇用保険受給者説明会を活用した訓練の概要等についての説明は、平成 25 年度において、調査対象 33 安定所の全てで実施されていた。

(注 9) ii) の事例は、(1)委託訓練と(2)求職者支援訓練とで同一のものである。

(2) 求職者支援訓練

ア 地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野

求職者支援訓練のうち実践コースにおける全国共通分野（全国職業訓練実施計画において訓練認定規模の目安が示されている介護系、医療事務系及び情報系の 3 分野をいう。以下同じ。）の一つである介護系分野は、前記(1)のとおり、地域の求人ニーズが高い分野となっており、中長期的な求人ニーズも高いと考えられる。

また、21 都道府県労働局における求職者支援訓練のうち実践コースの受講者の雇用保険適用就職率の推移をみると、介護系分野の受講者の当該就職率が 60%以上（注 10）の都道府県労働局が、平成 24 年度で 14 労働局（最も高いものは 75.8%）、25 年度で 17 労働局（同 84.1%）、26 年度で 18 労働局（同 84.6%）となっており、都道府県労働局の中には、年度によって当該就職率が 50%台ないし 40%台にとどまっているものがみられるものの、介護系分野は、総じて就職率が高い分野となっている。ちなみに、平成 26 年度における全国ベースでの求職者支援訓練のうち実践コースの受講者の雇用保険適用就職率をみても、介護系分野の受講者の当該就職率は 68.1%と実践コースの受講者全体の就職率（56.0%）に比べ高い水準となっている。

このように、委託訓練と同様に求職者支援訓練においても、介護系分野のような、地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野については、地域において今後の成長や雇用吸収が見込まれる産業に関わる分野であるとともに、求職者の早期の安定した就職の実現に一定の成果を上げていることから、訓練のより積極的な実施を目指すべき分野であると考えられる。

ただし、21 都道府県労働局における求職者支援訓練のうち実践コースの開講コースの定員充足率の推移をみると、介護系分野の開講コースの定員充足率が 60%未満（注 11）の都道府県労働局が、平成 24 年度で 9 労働局（最も低いものは 43.9%）、25 年度で 15 労働局（同 35.3%）、26 年度で 12 労働局（同 20.0%）となっており、介護系分野については、求職者支援訓練においても、雇用情勢の改善等を反映して受講者が集まりにくい状況となっている。ちなみに、平成 26 年度における全国ベースでの求職者支援訓練のうち実践コースの開講コースの定員充足率をみても、介護系分野の開講コースの定員充足率は 57.2%と実践コース全体の開講コースの定員充足率（61.9%）を下回っている。このため、求職者支援訓練においても、介護系分野の訓練のより積極的な実施を目指すに当たって、まず、より多くの受講者が集まるよう、所要の方策として、前記(1)で述べたとおり、求職者に対する公的職業訓練の周知を適切に行うとともに、公的職業訓練の受講により就職可能性が高まるとみられる者に対する積極的な公的職業訓練への誘導や、求職者の就職可能性を高めるような適切な受講あ

表 2-2-17

表 2-2-18

表 2-2-19

表 2-2-20

<p>っせんを行うことが重要である。</p> <p>しかし、21 都道府県労働局の 33 安定所の中には、平成 25 年度において、i) 求職者支援訓練を行う民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を開催していないもの(15 安定所)、ii) 安定所職員向けの訓練施設の見学会について、民間教育訓練機関等の訓練施設を対象とした見学会を実施していないもの(22 安定所) がみられた(注9)。</p> <p>また、前記(1)で述べたとおり、安定所における求職者に対する受講あっせんに当たって、求職者本人の能力・適性等も踏まえつつ、介護系分野への誘導をより積極的に行うことが重要であることや、求職者が介護職員を取り巻く現状等を正確に理解できるよう、求職者に対し十分な説明を行うことが必要であり、そのためには、介護事業の事業主団体など介護系分野の求人者側から有用な情報を収集することが効果的であると考えられる。</p>	<p>表 2-2-14 (再掲)</p>
<p>なお、21 都道府県労働局の中には、平成 26 年度における求職者支援訓練のうち実践コースの受講者の雇用保険適用就職率が介護系分野、実践コース全体とも 40%台前半にとどまっているものが 1 労働局みられた。介護系分野は、全体的には求職者の早期の安定した就職の実現に一定の成果を上げており、訓練のより積極的な実施を目指すべき分野ではあるものの、このような就職実績が低調なケースがみられる場合には、その原因の把握・分析を行った上で、受講者に対する就職支援の強化を図るなど個別の対応も必要である。</p> <p>(注 10) 平成 26 年度以降、全国職業訓練実施計画において、求職者支援訓練のうち実践コースの受講者の雇用保険適用就職率に係る目標は 60%と定められている。</p> <p>(注 11) 21 都道府県の求職者支援訓練のうち実践コース全体の定員充足率は、平成 24 年度 58.9%、25 年度 59.9%、26 年度 62.2%となっている。</p>	<p>表 2-2-17 (再掲)</p>
<p>イ 就職率は向上してきているものの地域の求人ニーズが必ずしも十分に把握できていない訓練分野</p> <p>求職者支援訓練のうち実践コースにおける全国共通分野の一つである医療事務系分野について、21 都道府県労働局における雇用保険適用就職率の推移をみると、60%以上(注 10)の都道府県労働局は、平成 24 年度で 9 労働局(最も高いものは 76.3%)、25 年度で 7 労働局(同 75.9%)、26 年度で 12 労働局(同 88.2%)となっている。その一方で、40%台の都道府県労働局が、平成 24 年度で 7 労働局、25 年度で 6 労働局、26 年度で 3 労働局みられるほか、3 か年とも 40%台のものも 2 労働局みられ、医療事務系分野の受講者の当該就職率には一定の地域間較差が認められる。ちなみに、平成 26 年度における全国ベースでの求職者支援訓練のうち実践コース受講者の雇用保険適用就職率をみると、医療事務系分野の受講者の当該就職率は 60.4%と実践コースの受講者全体の就職率(56.0%)を少し上回る程度であり、医療事務系分野は、現状では、就職率が高いとは言い難いものの、就職率は総じて向上してきている分野となっている。</p> <p>一方、全国の「医療事務員」の有効求人倍率については、平成 24 年度で 0.37</p>	<p>表 2-2-21</p> <p>表 2-2-18 (再掲)</p>

倍、25年度で0.44倍、26年度で0.56倍と高くはないが、当省の調査において、i) 安定所への医療機関による医療事務に係る求人票の提出が少ないことから、医療事務系分野に係る求人数は受講希望者に比べ少ない旨の意見がみられた一方、ii) 医療事務系分野の訓練コース修了者の就職率は高いので、求人ニーズも高いとする旨の民間教育訓練機関等の意見や、iii) 医療機関では、医療事務従事者を雇用する際に、安定所を介さずに民間事業者による人材派遣や業務請負で人材を確保する場合もあるとする旨の意見もみられた。

医療事務系分野については、地域において今後の成長や雇用吸収がどの程度期待でき、求職者の早期の安定した就職の実現に向けた成果をどの程度見込めるのかを確認するという意味でも、まずは、地域の求人ニーズを的確に把握することが必要である。そのためには、安定所が把握している求人状況のみでは必ずしも十分ではないと考えられ、有効求人倍率では捉えきれない潜在的な求人ニーズに関する様々な情報をより幅広く収集するための工夫が求められる。

ウ 地域の求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていないものがみられる訓練分野

求職者支援訓練のうち実践コースにおける全国共通分野の一つである情報系分野について、21都道府県における職業別の有効求人倍率のうち「情報処理・通信技術者」の推移をみると、平成24年度は最高2.89倍で最低0.23倍、25年度は最高3.32倍で最低0.30倍、26年度は最高3.57倍で最低0.41倍となっており、当該倍率が1.0倍未満の都道府県が、24年度で12都道府県、25年度で11都道府県、26年度で9都道府県みられるなど、地域間での著しい較差が認められる。

また、21都道府県労働局における雇用保険適用就職率の推移をみると、情報系分野の受講者の当該就職率について、平成24年度は最高100%で最低18.2%、25年度は最高80.0%で最低22.2%、26年度は最高75.0%で最低30.0%となっているなど、就職率についても、地域間での著しい較差が認められる。

このように、情報系分野については、有効求人倍率（情報処理・通信技術者）及び雇用保険適用就職率とも地域間較差が著しいことから、分野全体としての特徴的な傾向は見いだせないものの、地域によっては、有効求人倍率（情報処理・通信技術者）が2.0倍以上と高水準であるにもかかわらず、雇用保険適用就職率が60%未満（注10）にとどまっているものもみられる。この点について、厚生労働省は、情報系分野において求人側が求める人材像の職業能力レベルが高度化していることなどから、受講者の早期の就職を目的とする求職者支援訓練においては、このような高い職業能力の開発に必要とされる知識・技能を習得させるには訓練期間が短いなど、求人側の人材ニーズに対応することが困難な面もあるとしている。この同省の見解を踏まえると、これらのケースについては、地域における情報系分野に係る求人ニーズに応じた訓練が実施できていないことが一因ではないかとも考えられることから、このようなケースが生じた原因の把握・分析を的確に行った上で、訓練内容等の見直しなど適切な措置

表 2-2-22

表 2-2-23

を講ずることが求められる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、民間教育訓練機関等を活用した多様な訓練機会の提供を通じた求職者の早期の安定した就職の実現を促進する観点から、地域における公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定及び実施に当たって、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 介護系分野など地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野に重点を置いて、都道府県労働局、安定所等における求職者に対する公的職業訓練の周知や誘導等をより積極的に実施すること。
- ② 医療事務系分野など就職率は向上してきているものの地域の求人ニーズが必ずしも十分に把握できていない訓練分野については、当該分野に係る地域の求人ニーズをよりの確に把握できるよう、地域訓練協議会を活用しつつ、効果的な把握手法を検討し、都道府県労働局等における取組の徹底を図ること。
- ③ 情報系分野など地域の求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていないものがみられる訓練分野については、地域訓練協議会が中心となって、その原因の把握・分析を的確に行い、その結果に基づき、訓練内容等の見直しなど適切な措置を講ずること。

表 2-2-1 職業訓練実施計画（平成 27 年 4 月 10 日厚生労働省告示第 239 号）（抜粋）

<p>職業訓練実施計画</p> <p>第一 総則</p> <p>一 計画のねらい</p> <p>産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法(以下「法」という。)第十六条第一項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設(以下「公共職業能力開発施設」という。)において実施する職業訓練(法第十五条の六第三項の規定に基づき実施する職業訓練(以下「委託訓練」という。))を含む。以下「公共職業訓練」という。)の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>二 計画期間</p> <p><u>計画期間は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第二 労働市場の動向と課題</p> <p>労働市場の状況を見ると、最近の雇用情勢は、着実に改善が進んでいるものの、一部に厳しさが見られる。また、少子高齢化が進展する中、我が国の持続的な経済成長のためには、人材力の強化等を通じた生産性の向上を図ることが必要である。このため、離職者の増大に的確に対応するため、離職者の再就職の実現に資する職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>我が国の持続的な経済成長のためには、企業が付加価値の高い分野又は環境・エネルギー分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図ることが重要であり、そのために必要となる人材の育成を行うことが必要である。(略)</p> <p>第三 計画期間中の公共職業訓練の対象者数等</p> <p>公共職業訓練は、人材ニーズがありながら、民間で実施を期待し難い、又は実施していない職業訓練を実施することを原則とし、次のとおり実施するものとする。</p> <p>一 離職者訓練の対象者数等</p> <p>(1) 対象者数</p> <p><u>計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、十四万千人とする。</u></p> <p><u>離職者訓練の対象者数のうち、二万七千人については、施設内訓練(公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。)として実施するものとする。施設内訓練のうち、三千人については、企業実習と座学を一体的に組み合わせた訓練(以下「日本版デュアルシステム」という。)として実施するものとする。</u></p> <p><u>また、離職者訓練の対象者数のうち、十一万四千人については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野や、今後成長が見込める医療、情報通信、観光、環境・エネルギー分野等において充実を図るものとし、その対象者数のうち、六千八百人については介護福祉士及び保育士の資格取得を支援する二年間の訓</u></p>
--

練として、一万九千人については実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステムとして、それぞれ実施するものとする。

(2) 離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会を都道府県又は市町村が法第十六条第一項又は第二項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえつつ提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。その際、東日本大震災に伴う復旧・復興需要に応じた人材ニーズを踏まえた職業訓練を実施するものとする。

また、雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施するものとする。

(3) 効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。離職者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図る ほか、当該離職者訓練の受講者に対し、公共職業安定所との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施するとともに、安定的な雇用を実現するためには、これまで以上に高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するための長期間の訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図るものとする。

委託訓練については、就職実績に応じた委託費の支給を行うほか、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働により、産業界や地域の人材ニーズに即した訓練カリキュラムの開発・検証等を推進することにより、就職率の向上を図るものとする。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-2-2 「平成 27 年度地方職業能力開発実施計画の策定について」（平成 26 年 12 月 1 日付能力開発第 1201 第 1 号厚生労働省職業能力開発局能力開発課長通知）（抜粋）

平成 27 年度地方職業能力開発実施計画の策定について

(中略)

さて、職業能力開発行政施策の推進に当たっては、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」という。）において、職業能力開発基本計画及び各都道府県職業能力開発計画に基づき、効果的な実施に御配慮願っているところではありますが、職業能力開発施策の一層の充実を図るべく、各年度の実施計画として、毎年度、「地方職業能力開発実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定頂いているところです。

今般、実施計画の策定方針を作成しましたので、各都道府県におかれては、これに御留意の上、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び機構施設との密接な連携を図りつつ、実施計画を策定頂くようお願いします。

(以下、略)

記

第 1 公共職業訓練等に関する実施計画の策定に当たっての留意事項

平成 24 年 1 月 30 日付「公共職業訓練の設定に係る都道府県と都道府県労働局との連携について」、平成 24 年 4 月 18 日付「関係機関の連携等による職業訓練関係業務の効果的な実施について」及び平成 26 年 9 月 29 日付「公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化について」（以下「連携通知等」という。）を踏まえ、都道府県は実施計画の策定に際し、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）等と密接な連携を図ること。特に、人材ニーズの把握、訓練コースの設定等においては、以下のとおり、関係機関連携の上、適切な役割分担や情報の共有化を図ること。

- ① 都道府県で把握している訓練ニーズに加えて、労働局から提供される訓練ニーズも勘案し、地域において必要な訓練コースの検討を行うこと。
- ② 実施計画の策定に際し、地域の雇用失業情勢を把握している労働局とも十分に情報交換を行い、地域毎の職種別の求人・求職者の需給調整状況を踏まえ、地域内の求職者数等に応じた適切な訓練数を設定するとともに、早期再就職に資する訓練コースが設定できるよう連携を図ること。
- ③ 訓練コースの設定に当たっては、機構が実施する訓練や求職者支援訓練と訓練コースの重複・競合が生じないように、機構及び労働局と連携・調整を行い、公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）総体として効率的・効果的な訓練の実施に努めること。

また、都道府県からの要請に応じ、機構から委託訓練のノウハウ（委託先教育訓練機関のリストや訓練充足率、訓練カリキュラム等）を提供しており、これらも有効に活用すること。

（以下、略）

第 2 （略）

第 3 公共職業訓練と求職者支援訓練の一本化について

公共職業訓練の実施計画に関しては、職業能力開発行政改革検討チーム報告書において、「公共職業訓練と求職者支援訓練で、それぞれ別に計画を策定しているため、公的職業訓練全体として効果的な訓練計画を策定できていない」と指摘した上で、「都道府県ごとに一つの総合的な計画を策定すること」を提言しているところである。

これを踏まえ、今般、公的職業訓練総体として効果的な実施を担保するため、別添のとおり、公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画（以下「総合計画」という。）の項目等についてひな形を作成したところであり、総合計画の策定について、地域訓練協議会等の合議体を活用し積極的に検討すること。

（中略）

なお、国が策定する公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る計画については、遅くとも平成 28 年度計画より、総合的な計画とする予定である。

第 4 （略）

（注）下線は当省が付した。

表 2-2-3 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画（平成 27 年 4 月 10 日厚生労働省告示第 240 号）（抜粋）

<p>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画</p> <p>第 1 総則</p> <p>1 計画のねらい</p> <p>この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、同条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めるものである。</p> <p>2 計画期間</p> <p>計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>（略）</p> <p>第 3 平成 27 年度における職業訓練の実施計画</p> <p>雇用失業情勢は着実に改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる状況が続くと想定されることから、離職者を対象とする職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。</p> <p>また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。</p> <p>（略）</p> <p>1 公共職業訓練（離職者訓練）</p> <p>(1) 実施規模及び分野並びに就職率に係る目標</p> <p>平成 27 年度の公共職業訓練（離職者訓練）については、訓練定員数（約 155,000 人）を確保しており、これまでの実施分野及び規模を基準としつつ、人材不足が深刻な分野や、成長が見込まれる分野等に重点をおいて実施する。また、公共職業訓練（離職者訓練）の実施主体である国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を含む。）及び都道府県は、都道府県労働局、公共職業安定所等と連携し、求人ニーズに沿った職業訓練コースを設定する。</p> <p>公共職業能力開発施設の施設内訓練においては、ものづくりの基本となる技術を習得するための職業訓練を引き続き実施する。</p> <p>委託訓練については、都道府県において、人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野や、今後成長が見込まれる医療、情報通信、観光、環境・エネルギー分野等の職業訓練コースを充実させ、また、長期の職業訓練コースの実施に努める。</p> <p><u>また、就職率は、施設内訓練で 80 パーセント、委託訓練で 70 パーセントを目指す。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 求職者支援訓練</p>

(1) 実施規模及び分野並びに就職率に係る目標

平成 27 年度においては、非正規雇用労働者、自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、54,000 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 83,080 人を上限とする。

訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練(基礎コース)も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練(実践コース)を中心とする(求職者支援訓練の 70 パーセント)。

その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等である対象者について、その特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース訓練認定規模の 30 パーセント

ロ 実践コース訓練認定規模の 70 パーセント

実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の 3 分野の割合は、地域の実情に応じて次の目安に沿って設定するものとする。

(i) 3 分野合計の目安として、実践コース全体の訓練認定規模の 45 パーセント

(ii) 実践コース全体の訓練認定規模に占める各分野の下限の目安として、介護系 20 パーセント、医療事務系 5 パーセント及び情報系 5 パーセント

また、実践コースのうち、その他の成長分野、人材不足分野(農業、環境、観光、建設等)等については、実践コース全体の訓練認定規模の 55 パーセントを目安とする。

(略)

注 1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、1 か月ごと又は四半期ごとに認定する(地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。)ものである。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから

ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから

認定するものとする。

注 2 本計画において示した内容は、全国での目標であり、地域職業訓練実施計画においては、次のイからハまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ 都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと。

ロ 基礎コースの割合を 30 パーセント超としてはならないこと。

(略)

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 55 パーセント、実践コースで 60 パーセントを目指す。

3 推進体制

公共職業訓練(離職者訓練)と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団

体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、平成 27 年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

(略)

求職者支援訓練の訓練規模を踏まえ、安定した就職の実現に資する分野での訓練がより設定されるよう努めるものとする。

今後も、中央訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-2-4 「新しい職業能力開発行政の姿」(平成 26 年 7 月職業能力開発行政改革検討チーム報告書)
(抜粋)

第 2 職業能力開発行政の課題

2 施策分野ごとの課題

○ 職業能力開発行政の施策分野ごとに課題を見ていくと、以下の点が考えられる。

(1) 公的職業訓練の課題

① 公共職業訓練と求職者支援訓練で、それぞれ別に計画を策定しているため、公的職業訓練全体として効果的な訓練計画を策定できていない。

② 訓練科目が限定されているなど地域ニーズを踏まえた訓練コースの設定がなされているとは言えず、ハローワークで把握している求人ニーズ・職業訓練ニーズの情報が十分に反映されていない。

③ 体系的かつ検索可能な形で職業訓練コースの情報が必ずしも提供されていないなど、的確なコース選択を行うための環境が整っていない。

④ 職業訓練の効果の把握に当たって、訓練修了 3 ヶ月後の就職率で見えており、処遇やその後の定着状況について把握していないなど職業訓練の効果の把握が不十分である。

⑤ 公的職業訓練において役割が高まっている民間教育訓練機関について、質の向上が担保される仕組みがない。

第 3 改革の方向性 I 「地域全体の人づくりの視点による職業訓練行政の一体的実施」

1 地域訓練企画協議会(仮称)で都道府県ごとに一つの総合的な計画を策定

○ 今まで、都道府県・機構の職業訓練コースの設定は、訓練提供者としての都道府県・機構の目線に偏っていた面があり、地域の職業訓練コースの設定に当たっては、地域全体の人づくりの視点で行うことができていない。

○ また、現状においては、都道府県職業能力開発主管部局が公共職業訓練の計画を、労働局が求職者支援訓練の計画をそれぞれ策定することになっており、策定期間も異なるため、公的職業訓練全体として、効果的な職業訓練コースの設定ができていない。

○ こうした課題に対しては、協議会で都道府県ごとに一つの総合的な計画を策定することで解消できると考えられる。

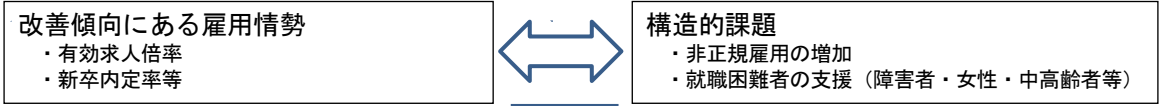
(注) 下線は当省が付した。

表 2-2-5 総合的な訓練計画を策定している京都府の取組概要（平成 26 年度）

国・府一体人づくり事業について
 ～職業訓練と就業支援に関する国と府の一体的実施（新・京都式人づくり事業）～

平成 25 年 12 月 6 日 京都府地域訓練協議会における決定事項の概要

1 趣旨



オール京都での人づくり 全国初

- ・ 国と府の全ての訓練等の総合的・一体的な企画立案
- ・ 職業訓練機関と就業支援機関（ハローワーク・ジョブパーク等）の具体的連携

	国		京都府
	京都労働局	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	
訓練機関	—	京都職業訓練支援センター 京都職業能力開発短期大学校	高等技術専門学校 (京都・陶工・福知山・障害者)
職業訓練	求職者支援訓練 各種セミナー	施設内訓練 求職者支援訓練（訓練認定・助言指導） 各種セミナー	施設内訓練・公共職業訓練 JPカレッジ・その他セミナー 地域人づくり事業（雇用基金）
就業支援機関	公共職業安定所 (ハローワーク)	京都障害者職業センター	京都ジョブパーク

注) ・各訓練機関の施設内訓練受講者に対する就業支援は各訓練機関が実施
 ・求職者支援訓練は主に雇用保険受給資格のない求職者、公共職業訓練は主に離職者を対象に実施

2 現状・課題と対応

	現状・課題	具体的対応
計画立案	国・府が個別に計画策定 ↓ ・同時期・同地域で類似訓練実施 ・必要な訓練が実施できない地域、分野が存在	内容、定員、時期等を一体的に企画立案 京都府地域訓練協議会（労働局・府・機構） ↓ ・公共職業訓練と求職者支援訓練の効果的かつ効率的な実施 ・各訓練の連携による地域ニーズを踏まえた新たなコース設定
広報・周知	・訓練実施機関が広報を実施 ・ハローワーク・ジョブパークが訓練等に誘導 ↓ 訓練を必要とする求職者への浸透不足 ・訓練受講機会の喪失 ・受講者不足による訓練不開講	・全ての訓練等の一体的広報 府市統合の就職支援サイト「きょうとジョブナビ（仮称）」への掲載、ワンパンフレット化、動画等 ・就業支援機関（ハローワーク・ジョブパーク）の情報共有による最適な訓練等への誘導 定期的なガイダンスの実施
選考	・公共職業訓練の募集締切から開講まで最長 50 日程度 高等技術専門学校において統一学科試験を実施	選考方法の見直し等により募集締切から開講まで最長 20 日程度に短縮（求職者支援訓練と同程度）
一貫した支援	・主に訓練実施機関で実施 （求職者支援訓練についてはハローワークで支援計画策定） ・訓練修了から 3 ヶ月経過後も 2～3 割の受講者が未就職 社会人基礎力の不足、体調面の課題等	訓練実施機関とハローワーク、ジョブパークの連携による一貫した支援を強化 ・訓練受講前からの相談の充実 ・訓練受講前・中・後の支援メニューの多様化（カウンセリング、JPカレッジによる社会人基礎力の習得、企業説明会の誘導等）
事業者	就職困難者を対象とする訓練、北部地域における訓練の実施事業者の確保が困難	京都ジョブパーク事業や南部地域で実施する同種の訓練との一体的契約等を検討

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-2-6 「地域訓練協議会の設置・運営について」（平成 23 年 7 月 7 日付け職発 0707 第 1 号・能発 0707 第 3 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長通達）別添「地域訓練協議会設置要綱」（抜粋）

地域訓練協議会設置要綱

1 目的

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）その他の同法第 2 条に規定する特定求職者に対する職業訓練を実施するに当たり、全国職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模に係る目標を確認するとともに、その達成に向け、訓練実施機関の開拓等に地域の関係者が連携して取り組むための検討の場として、都道府県ごとに地域訓練協会（以下「協議会」という。）を開催する。

3 構成

(1) 協議会は、以下に掲げる者を参集者として構成する、

① 有識者

人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者

② 産業界

都道府県経営者協会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会連合会、連合の役員または同等クラスの者及び実務担当者

③ 教育・教育訓練機関等

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部長

都道府県専修学校各種学校協会の役員または同等クラスの者

都道府県商工労働担当部長または福祉担当部長、教育委員会次長

全産能連の推薦する者

④ 都道府県労働局

都道府県労働局長

5 協議会の開催

協議会は、原則として年 2 回開催し、中央訓練協議会の開催に合わせて開催する。なお、各地域での必要に応じ、上記の年 2 回以外にも地域協議会又はWTを開催することは差し支えない。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 地域（都道府県）における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の訓練実施分野及び規模（目標）の設定に関すること。

(2) 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

7 事務局

協議会の事務局は、都道府県労働局職業安定部に置く。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-2-7 「公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化について」(平成 26 年 9 月 29 日付け職訓発 0929 第 1 号・能発 0929 第 1 号厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長、職業能力開発局能力開発課長通知)(抜粋)

1 関係機関の連携体制の強化

24 年通知の記 5 による取組をさらに推進するため、以下の取組を行うなどにより、関係機関の連携体制の強化を図る。

(1) 地域訓練協議会等の合議体の更なる活用

地域訓練協議会等の労使団体も参画している合議体を活用して、産業政策を含めた地域全体の人のづくりの視点で、地域のニーズを踏まえ、公的職業訓練を総合的、一体的かつ計画的に実施できるよう、都道府県ごとに公的職業訓練の総合的な訓練計画を策定するなど、訓練のコース設定、実施地域、募集時期、実施時期、定員等を関係機関で十分に調整すること。

(2) 雇用対策協定の締結の推進

厚生労働省としては、地方自治体と労働局との雇用対策協定の締結を積極的に推進しているところであり、労働局長及び地方自治体首長に加えて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長も参加した雇用対策協定を締結して、公的職業訓練の一体的な企画立案や訓練から就職までの一貫した支援等を効果的に実施している例もあることから、雇用対策協定の締結にあたっては、そうした事例を参考にして、公的職業訓練に関する事項を盛り込むことを検討すること。

2 公的職業訓練ニーズの把握及びニーズを踏まえた適切な訓練コースの設定

地域で必要な訓練コースを設定するため、労働局は、ハローワークが把握している求人・求職状況等を踏まえた求人者の訓練ニーズ及び求職者の希望する訓練内容であって、ハローワークが効果的なマッチングのために必要と判断する訓練内容を集約し、都道府県及び機構施設が利用しやすいように整理した上で体系的に提供するとともに、都道府県及び機構施設においては、こうしたニーズを公的職業訓練計画の策定や訓練コースの設定等に活用し、その活用状況を労働局と共有するように努めること。

また、地方自治体の産業政策担当部局と連携し、誘致企業に必要な人材を確保、育成するための新たな訓練コースの設定を行った例もあることから、こうした事例を参考にして、労働局及びハローワークは地方自治体の産業政策担当部局等からの情報収集に努めること。

さらに、都道府県及び機構施設においては、就職率等の訓練成果を次期コース設定に反映できるよう、PDCA サイクルによる訓練コースの見直しに努めること。

3 適切な受講あっせんの推進

ハローワークにおいては、職業訓練受講指示要領(昭和 56 年 6 月 8 日付け職発第 320 号、訓発第 124 号別冊 2 の 9。以下「受講指示要領」という。)、職業訓練受講推薦要領(昭和 61 年 1 月 8 日付け職発第 11 号別添。以下「受講推薦要領」という。)、求職者支援制度業務取扱要領(平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号「求職者支援制度の実施について」別添。以下「支援指示要領」という。)に基づき、求職者に対して受講あっせんを行っているところであり、今般、受講指示要領及び受講推薦要領が改正されたことから、これを踏まえ、関係機関の連携のもと、公的職業訓練への誘導及び適切な受講あっせんを行うこととする。

(1) ハローワークにおける公的職業訓練への誘導、適切な受講あっせん

① 公的職業訓練への誘導

ハローワークでは、引き続き、職業相談窓口を訪れる者のうち、訓練が必要な者に対する公的職業訓練の制度や訓練コースの周知並びに訓練が必要な者に対する受講勧奨及び誘導を行うこと。その際、公的職業訓練担当以外の相談窓口も含め、公的職業訓練の受講により就職可能性が高まるとみられる者に対する受講勧奨等、公的職業訓練が必要な者を積極的に訓練へ誘導するための更なる取組が必要である。

さらに、ハローワークの職業相談窓口のみならず、新卒応援ハローワーク、わかものハローワーク、マザーズハローワーク等、職業経験の不足やブランクにより公的職業訓練の受講が有効である者の利用が多いと見込まれる付属施設においても、就職活動に困難性を有する学生向けの訓練や育児中の女性に対する託児所付き訓練等、若者・女性を対象にした訓練を増やしている状況を踏まえ、職業相談で就職可能性を広げるために必要と判断される場合は、的確に誘導に取り組むこと。

また、ハローワークは、公共職業能力開発施設（委託先の民間教育訓練機関等を含む。以下同じ。）及び求職者支援訓練の実施機関の意見を聴取するなど、見込まれる受講対象者層の的確な把握に努めること。

② 改正受講指示要領等に基づく受講あっせん

今般、改正された受講指示要領、改正された受講推薦要領において、就職支援のために、都道府県、労働局及び公共職業能力開発施設が、公共職業訓練受講者の就職状況等の個人情報を取得・共有することを明記したことから、ハローワークは、訓練受講希望者に対し、受講あっせんに際して、その旨説明の上、同意を得ること。

③ 就職可能性を踏まえた受講あっせん

公的職業訓練の受講をあっせんする目的はもとより求職者の就職可能性を高めることにあるため、求職者が特定の訓練コースの受講を希望する場合であっても、当該コース修了者の就職実績等を踏まえ、本人の能力・適性に見合った他の訓練コースについて情報提供するなど、適切な受講あっせんを行うこと。

そのため、都道府県及び機構施設は、労働局及びハローワークに、訓練コースの募集案内と併せて訓練コースごとの就職実績についても情報提供すること。

(2) 公的職業訓練の周知、訓練情報の提供について

ア 公的職業訓練の周知

ハローワークにおいては、引き続き、公的職業訓練の受講機会があることが広く認知されるよう、ハローワークの利用ガイドやホームページ、雇用保険受給者説明会を活用して訓練の概要や受講に必要な手続き等について説明するほか、訓練説明会や訓練体験会、訓練施設のDVD等も活用して求職者が具体的に訓練内容を理解できるよう周知を適切に行うこと。

また、都道府県と労働局が連携して、公共職業訓練と求職者支援訓練を一体的に閲覧できるホームページやパンフレットを作成している例もあることから、労働局はこうした事例を参考にして、都道府県等関係機関に協力を求めること。

イ 公的職業訓練情報の提供

(ア) 受講者の募集に際して開示すべき公共職業訓練情報の項目について

(略)

(イ) ハローワークへの募集案内の提供時期について

(略)

(ウ) 公的職業訓練コースの説明会の開催について

ハローワークは、求職者の訓練内容等の正確な把握を促すため、引き続き、公共職業能力開発施設及び求職者支援訓練機関による公的職業訓練コースの説明会等を開催し、求職者へ参加を働きかけること。

また、都道府県及び機構施設は、公共職業能力開発施設、求職者支援訓練の実施機関に対して、ハローワーク等における訓練コース説明会の開催への協力を依頼するとともに、労働局又はハローワークから訓練コース説明会の開催について相談があった際には、引き続き積極的に応ずること。

(3) 公的職業訓練への誘導に必要なハローワーク職員の専門性の向上について

労働局は、ハローワーク職員の公的職業訓練に関する理解を深めるため、引き続き、公共職業能力開発施設及び求職者支援訓練施設の見学会を積極的に実施すること。

また、都道府県及び機構施設は、労働局から見学会の開催依頼がなされた場合、引き続きこれに協力するとともに、都道府県及び機構施設は、公共職業能力開発施設及び求職者支援訓練の実施機関に対して、協力を依頼すること。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-2-8 介護サービスの職業の有効求人倍率（平成 24 年度～26 年度）

（単位：倍）

都道府県名	平成 24 年度		25 年度		26 年度	
	介護サービスの職業の有効求人倍率	職業別全体（職業計）の有効求人倍率	介護サービスの職業の有効求人倍率	職業別全体（職業計）の有効求人倍率	介護サービスの職業の有効求人倍率	職業別全体（職業計）の有効求人倍率
北海道	<u>1.17</u>	0.57	1.36	0.74	1.68	0.86
宮城県	1.66	1.01	2.21	1.12	2.58	1.15
青森県	1.24	0.56	<u>1.33</u>	0.67	1.56	0.76
東京都	<u>3.06</u>	0.99	3.45	1.20	<u>4.25</u>	1.37
埼玉県	1.46	0.52	1.65	0.58	2.25	0.69
茨城県	1.99	0.73	1.79	0.78	2.50	0.98
愛知県	2.93	1.03	<u>3.47</u>	1.22	3.82	1.34
富山県	2.66	0.93	2.64	1.13	2.92	1.31
石川県	1.95	0.83	2.39	1.03	2.46	1.23
三重県	2.50	0.82	2.29	0.97	2.59	1.10
大阪府	1.74	0.73	2.06	0.91	2.63	1.02
福井県	2.10	1.09	1.80	1.21	2.01	1.41
滋賀県	1.40	0.62	1.54	0.76	1.78	0.88
和歌山県	2.02	0.76	1.85	0.82	1.88	0.91
広島県	1.85	0.80	1.75	0.94	2.16	1.14
山口県	2.06	0.80	1.80	0.90	1.94	1.00
香川県	2.29	1.01	2.45	1.19	2.61	1.25
徳島県	2.27	0.83	2.10	0.95	2.20	1.00
愛媛県	1.71	0.73	1.93	0.87	2.19	0.97
福岡県	1.49	0.66	1.50	0.76	1.78	0.90
佐賀県	1.30	0.65	1.34	0.71	<u>1.54</u>	0.78

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、各年度の介護サービスの職業の有効求人倍率の最大値と最小値に付した。

表 2-2-9 2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）（平成 27 年 6 月）

介護人材の需要見込み（2025 年度）	253.0 万人
現状推移シナリオによる介護人材の供給見込み（2025 年度）	215.2 万人
需給ギャップ	37.7 万人

（注）「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」（厚生労働省）に基づき、当省が作成した。

表 2-2-10 委託訓練の介護系分野の受講者の就職率（平成 24 年度～26 年度）

（単位：％）

都道府県名	平成 24 年度		25 年度		26 年度	
	介護系分野 の就職率	委託訓練全 体の就職率	介護系分野 の就職率	委託訓練全 体の就職率	介護系分野 の就職率	委託訓練全 体の就職率
北海道	<u>76.0</u>	67.5	<u>80.5</u>	71.8	<u>84.5</u>	74.6
宮城県	<u>82.5</u>	77.1	<u>86.4</u>	75.8	<u>84.9</u>	74.1
青森県	<u>70.0</u>	67.7	<u>84.1</u>	72.6	<u>83.6</u>	72.7
東京都	65.6	54.3	<u>71.5</u>	56.1	<u>70.6</u>	54.4
埼玉県	66.4	60.8	<u>74.7</u>	68.9	<u>78.7</u>	68.3
茨城県	<u>75.4</u>	68.9	<u>78.1</u>	67.9	<u>74.5</u>	70.8
愛知県	<u>76.8</u>	67.9	<u>78.6</u>	65.9	<u>85.6</u>	69.3
富山県	<u>80.6</u>	71.1	<u>82.2</u>	76.8	<u>86.4</u>	79.6
石川県	<u>77.5</u>	67.0	<u>78.5</u>	74.3	<u>80.5</u>	72.0
三重県	68.7	64.9	<u>83.4</u>	73.3	<u>84.3</u>	74.7
大阪府	<u>80.3</u>	78.2	<u>84.7</u>	81.2	<u>73.1</u>	79.6
福井県	<u>87.7</u>	78.1	<u>86.3</u>	79.7	<u>80.5</u>	77.3
滋賀県	<u>75.0</u>	68.5	<u>79.3</u>	72.6	67.3	69.9
和歌山県	<u>82.2</u>	76.1	<u>87.1</u>	77.2	<u>91.4</u>	75.9
広島県	<u>82.8</u>	69.8	<u>79.2</u>	70.1	<u>75.4</u>	70.0
山口県	<u>81.6</u>	69.6	<u>77.4</u>	70.2	<u>78.4</u>	71.6
香川県	<u>83.0</u>	76.9	69.4	74.1	<u>87.9</u>	72.1
徳島県	<u>71.9</u>	71.6	<u>88.3</u>	84.8	<u>81.4</u>	86.0
愛媛県	<u>72.3</u>	74.4	<u>82.0</u>	74.5	<u>74.4</u>	72.4
福岡県	<u>78.1</u>	62.7	<u>81.5</u>	64.8	<u>82.4</u>	68.4
佐賀県	<u>79.0</u>	70.7	<u>82.4</u>	78.7	<u>74.4</u>	75.3

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成 26 年度の就職率は、平成 26 年 4 月以降に委託訓練を開始し、同年 11 月末までに終了した訓練コースの 3 か月後の実績である。

3 下線は、各年度の介護分野の就職率が 70%以上となっているものに付した。

表 2-2-11 平成 26 年度の委託訓練の受講者の就職率（全国計）

（単位：人、％）

訓練分野	修了者数（A）	就職者数（B）	就職率（B/A）
事務分野	20,486	14,546	71.0
情報分野	10,225	7,045	68.9
介護分野	8,597	6,819	79.3
サービス分野	1,885	1,237	65.6
その他	2,283	1,443	63.2
合計	43,476	31,090	71.5

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 就職率は、平成 26 年 4 月から同年 11 月末（都道府県分）と 12 月末（機構分）までに終了した訓練コースの 3 か月後の実績である。

表 2-2-12 委託訓練の介護系分野の定員充足率（平成 24 年度～26 年度）

（単位：％）

都道府県名	平成 24 年度		25 年度		26 年度	
	介護系分野 の定員充足 率	委託訓練全 体の定員充 足率	介護系分野 の定員充足 率	委託訓練全 体の定員充 足率	介護系分野 の定員充足 率	委託訓練全 体の定員充 足率
北海道	82.5	86.0	<u>78.7</u>	82.9	<u>74.4</u>	80.5
宮城県	<u>69.7</u>	82.4	<u>69.7</u>	82.5	<u>79.9</u>	84.8
青森県	<u>77.9</u>	80.0	<u>77.5</u>	79.7	<u>73.7</u>	81.4
東京都	83.1	87.9	83.7	87.3	<u>68.1</u>	84.0
埼玉県	85.1	84.4	<u>73.6</u>	83.0	<u>69.2</u>	80.3
茨城県	80.2	84.9	81.3	88.0	<u>76.6</u>	84.4
愛知県	86.9	91.0	<u>75.6</u>	84.2	<u>61.2</u>	81.5
富山県	90.4	85.3	<u>74.0</u>	75.9	<u>55.0</u>	67.0
石川県	<u>67.6</u>	78.7	<u>56.6</u>	71.6	<u>54.1</u>	70.6
三重県	<u>79.2</u>	84.7	<u>71.0</u>	80.6	80.0	86.0
大阪府	88.5	86.4	85.8	88.2	<u>75.3</u>	79.0
福井県	90.2	86.6	<u>72.4</u>	76.4	<u>62.5</u>	75.8
滋賀県	86.0	85.5	90.7	86.2	85.2	84.2
和歌山県	81.4	84.0	<u>74.2</u>	85.5	<u>54.2</u>	77.4
広島県	97.7	96.3	95.3	96.1	85.3	92.6
山口県	81.4	84.5	<u>74.6</u>	74.2	<u>67.1</u>	76.1
香川県	85.8	95.6	92.5	92.9	90.6	92.1
徳島県	92.3	90.8	86.7	92.0	86.3	90.1
愛媛県	86.9	85.0	<u>78.4</u>	90.5	<u>73.6</u>	90.0
福岡県	98.7	96.5	94.1	92.8	83.5	87.9
佐賀県	88.6	86.5	84.0	84.1	<u>76.5</u>	88.3

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、各年度の定員充足率が 80%未満のものに付した。

表 2-2-13 平成 26 年度の委託訓練の定員充足率（全国計）

（単位：人、％）

訓練分野	定員（A）	入校者数（B）	定員充足率（B/A）
事務分野	38,231	33,481	87.6
介護分野	24,480	17,711	72.3
情報分野	24,344	21,162	86.9
サービス分野	6,009	4,671	77.7
その他	6,559	5,247	80.0
合計	99,623	82,272	82.6

（注）厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-2-14 安定所における民間教育訓練機関等による求職者向けの訓練説明会等の実施状況(平成 25 年度)

区 分		民間教育訓練機関等による 求職者向けの訓練説明会		安定所職員向けの民間 教育訓練機関等を 対象とした見学会
		委託訓練	求職者支援訓練	
北海道労働局	札幌安定所	×	×	
	帯広安定所		×	
宮城労働局	仙台安定所	×		×
	塩釜安定所	×	×	×
青森労働局	五所川原安定所	×		×
東京労働局	渋谷安定所			×
	池袋安定所			×
埼玉労働局	大宮安定所	×	×	
	川口安定所	×		
茨城労働局	古河安定所			×
愛知労働局	名古屋東安定所	×	×	×
	西尾安定所	×	×	×
富山労働局	砺波安定所	×	×	×
石川労働局	金沢安定所			
	七尾安定所	×	×	×
三重労働局	四日市安定所	×		×
	松阪安定所	×		×
大阪労働局	枚方安定所	×		×
	河内長野安定所	×	×	×
福井労働局	大野安定所			×
滋賀労働局	草津安定所		×	
和歌山労働局	和歌山安定所	×	×	×
広島労働局	広島安定所			×
	広島西条安定所	×		×
山口労働局	徳山安定所	×		×
香川労働局	高松安定所	×		
	観音寺安定所	×		
徳島労働局	吉野川安定所	×	×	×
愛媛労働局	松山安定所	×	×	
	今治安定所	×	×	×
福岡労働局	福岡中央安定所	×		
	八女安定所	×	×	
佐賀労働局	鳥栖安定所	×		×
33 安定所中		25	15	22

(注) 1 当省の調査結果による。

2 訓練説明会又は訓練施設見学会が未実施のものに×を付した。

表 2-2-15 求職者支援訓練の訓練コースの設定に係る取組事例について（平成 26 年 12 月 3 日第 12 回中央訓練協議会資料）（抜粋）

求職者支援訓練の訓練コースの設定に係る取組事例について

IV 事業主団体からの情報収集

【取組例⑩ 人手不足業種関係者との意見交換 山形局】

人手不足産業に対する職業訓練の構築の可能性について、県雇用対策担当課及び機構センターとそれぞれ意見交換を行った上で、建設業協会への訪問を実施。建設業界において人材を採用する際に重視するポイント、業界が職業訓練に求めるスキルなど、現状から見えてくる課題等について意見交換を行った。具体的には、入社時に取得しておいてもらいたい資格を聴取するなどし、複数の資格取得を組み合わせた訓練の検討の契機となっている。

また、介護事業者の施設長を招き、介護の現場から見えてくる課題等について意見交換を行い、今後の訓練の設定・構築のための参考とすることとしている。

【取組例⑪ 人手不足業種事業主団体へのヒアリング 東京局】

人手不足業種（建設・土木の職業）の関連事業主3団体へのヒアリング調査を実施。求人への動向、求める人物像（・資格）について意見をうかがい、建設等の業種で入社時に取得しておいてもらいたい資格（大型一種・二種・けん引免許や玉掛け・クレーン・フォークリフト等）やこれらの資格取得を可能とする訓練に対するニーズを聴取した。

人手不足分野の関係団体等との意見交換やヒアリング調査により、業界の現状、求められる人材像・スキルを具体的に把握し、今後の訓練コース設定への活用が期待される。

表 2-2-16 地域における求人ニーズを把握するための取組事例（東京労働局）

東京労働局において、平成 25 年度に管内 17 ハローワークによる求人側の職業訓練ニーズを把握するための事業所に対する電話アンケート調査（100 件程度）を 2 回実施している。

- ① 1 回目は、ホームヘルパー2 級、介護職員基礎研修（資格）の有資格者を条件に挙げた企業にハローワークが求職者を紹介したが、不採用とした企業を対象として実施。
- ② 2 回目は、簿記 2 級の有資格者を条件に挙げた企業にハローワークが求職者を紹介したが、不採用とした企業を対象として実施。

なお、同労働局では、調査結果を取りまとめ、職業訓練支援センター及び東京都を通じて、職業訓練実施機関に情報提供している。

（注）当省の調査結果による。

表 2-2-17 求職者支援訓練の介護系分野の受講者の就職率（平成 24 年度～26 年度）

（単位：％）

都道府県 労働局名	平成 24 年度		25 年度		26 年度	
	介護系分野 の就職率	実践コース全体 の就職率	介護系分野 の就職率	実践コース全体 の就職率	介護系分野 の就職率	実践コース全体 の就職率
北海道労働局	61.8	52.1	67.5	56.1	68.8	58.8
宮城労働局	69.7	50.9	61.6	49.4	67.7	59.6
青森労働局	74.5	66.5	76.9	65.2	67.6	59.7
東京労働局	52.6	42.3	59.3	46.2	69.0	54.0
埼玉労働局	66.2	53.7	63.1	50.1	70.5	39.2
茨城労働局	63.3	50.9	62.3	44.9	62.5	51.7
愛知労働局	51.3	41.9	57.5	42.5	63.5	49.8
富山労働局	64.8	59.7	81.3	58.5	77.7	62.7
石川労働局	61.1	47.1	68.0	44.7	75.0	47.9
三重労働局	56.9	51.6	56.8	50.7	66.1	55.6
大阪労働局	75.8	65.0	74.7	63.9	65.2	56.8
福井労働局	71.0	59.6	84.1	71.4	80.0	77.2
滋賀労働局	62.3	52.9	61.9	54.9	42.8	41.6
和歌山労働局	57.6	51.0	66.7	53.9	73.1	53.1
広島労働局	63.7	49.7	64.2	54.5	84.6	56.1
山口労働局	65.9	54.5	52.6	43.8	—	54.5
香川労働局	54.7	48.0	65.1	52.0	72.5	57.6
徳島労働局	57.5	47.8	64.5	56.0	64.4	55.2
愛媛労働局	67.5	56.1	62.7	53.4	65.1	55.6
福岡労働局	55.2	47.7	63.2	50.5	61.3	57.7
佐賀労働局	75.0	64.5	75.0	58.9	57.8	57.8

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 就職率は、雇用保険適用就職率。平成 26 年度の実績は、26 年 4 月以降に求職者支援訓練を開始し、同年 11 月末までに終了した訓練コースの実績である。なお、「—」は、訓練未実施である。

3 下線は、各年度の介護分野の就職率が 60%以上となっているものに付した。囲みは、介護分野の就職率が 40%台となっているものに付した。

表 2-2-18 平成 26 年度の求職者支援訓練の受講者の就職率（全国計）

（単位：人、％）

訓練分野	修了者数 (A)	就職者数 (B)	就職率 (B/A)
基礎コース	6,341	3,287	51.8
実践コース	12,928	7,247	56.1
うち情報	725	385	53.1
うち営業・販売・事務	2,640	1,447	54.8
うち医療事務	1,912	1,155	60.4
うち介護	3,589	2,445	68.1
うちデザイン	1,324	597	45.1
うちその他	2,738	1,218	44.5

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 就職率は、雇用保険適用就職率。平成 26 年 4 月以降に求職者支援訓練を開始し、同年 11 月末までに終了した訓練コースの 3 か月後の実績である。

表 2-2-19 求職者支援訓練の介護系分野の定員充足率（平成 24 年度～26 年度）

（単位：％）

都道府県 労働局名	平成 24 年度		25 年度		26 年度	
	介護系分野 の定員充足 率	実践コース 全体の定員 充足率	介護系分野 の定員充足 率	実践コース 全体の定員 充足率	介護系分野 の定員充足 率	実践コース 全体の定員 充足率
北海道労働局	68.2	59.7	<u>58.4</u>	58.4	<u>57.5</u>	63.9
宮城労働局	69.2	54.7	<u>54.3</u>	57.8	74.9	63.3
青森労働局	66.8	61.0	<u>53.8</u>	57.9	<u>46.8</u>	55.4
東京労働局	73.1	63.6	65.7	63.9	80.9	75.3
埼玉労働局	<u>56.1</u>	51.4	<u>49.7</u>	48.5	<u>28.4</u>	46.2
茨城労働局	<u>54.6</u>	51.9	<u>55.2</u>	52.1	<u>36.0</u>	55.4
愛知労働局	61.0	54.7	<u>51.6</u>	55.1	<u>54.5</u>	61.2
富山労働局	<u>55.0</u>	44.8	<u>40.0</u>	51.0	75.0	80.7
石川労働局	<u>45.2</u>	47.2	<u>35.3</u>	46.5	<u>20.0</u>	55.4
三重労働局	69.7	58.4	<u>56.2</u>	54.6	<u>48.1</u>	44.8
大阪労働局	71.9	61.0	<u>57.3</u>	60.1	61.0	68.2
福井労働局	62.0	59.0	78.8	75.4	<u>50.0</u>	72.2
滋賀労働局	<u>50.0</u>	49.6	<u>54.9</u>	52.4	<u>58.3</u>	43.9
和歌山労働局	82.8	60.0	71.5	67.8	85.0	74.3
広島労働局	72.0	66.4	65.4	67.0	<u>59.2</u>	77.5
山口労働局	<u>51.3</u>	47.3	<u>39.6</u>	47.8	—	54.8
香川労働局	<u>43.9</u>	49.8	<u>59.5</u>	63.1	<u>57.3</u>	72.9
徳島労働局	63.5	65.1	70.8	59.4	78.3	68.5
愛媛労働局	72.5	57.6	<u>57.0</u>	57.8	<u>47.4</u>	59.5
福岡労働局	<u>56.9</u>	56.2	60.8	61.4	63.2	69.1
佐賀労働局	<u>46.8</u>	50.8	<u>42.5</u>	52.5	63.3	64.6

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、各年度の定員充足率が 60%未満のものに付した。なお、「—」は、訓練未実施である。

表 2-2-20 平成 26 年度の求職者支援訓練の定員充足率（全国計）

（単位：人、％）

訓練分野	開講定員（A）	受講者数（B）	定員充足率（B/A）
基礎コース	26,505	16,459	62.1
実践コース	62,245	38,544	61.9
うち情報	4,973	3,161	63.6
うち営業・販売・事務	13,826	8,106	58.6
うち医療事務	7,051	4,842	68.7
うち介護福祉	16,819	9,627	57.2
うちデザイン	6,945	4,726	68.0
うちその他	12,631	8,082	64.0

（注）厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-2-21 求職者支援訓練の医療事務系分野の受講者の就職率（平成 24 年度～26 年度）

（単位：％）

都道府県 労働局名	平成 24 年度		25 年度		26 年度	
	医療事務系 分野の就職 率	実践コース全体 の就職率	医療事務系 分野の就職 率	実践コース全体 の就職率	医療事務系 分野の就職 率	実践コース全体 の就職率
北海道労働局	55.8	52.1	56.6	56.1	<u>70.7</u>	58.8
宮城労働局	57.4	50.9	<u>42.9</u>	49.4	<u>78.5</u>	59.6
青森労働局	<u>62.2</u>	66.5	<u>68.1</u>	65.2	<u>65.2</u>	59.7
東京労働局	<u>46.4</u>	42.3	53.0	46.2	<u>62.8</u>	54.0
埼玉労働局	<u>40.3</u>	53.7	<u>49.2</u>	50.1	—	39.2
茨城労働局	<u>47.2</u>	50.9	—	44.9	<u>60.0</u>	51.7
愛知労働局	50.6	41.9	<u>47.3</u>	42.5	52.3	49.8
富山労働局	<u>76.3</u>	59.7	<u>64.6</u>	58.5	<u>71.4</u>	62.7
石川労働局	<u>61.4</u>	47.1	—	44.7	<u>75.0</u>	47.9
三重労働局	<u>47.7</u>	51.6	<u>48.5</u>	50.7	<u>45.4</u>	55.6
大阪労働局	<u>67.3</u>	65.0	<u>70.3</u>	63.9	55.1	56.8
福井労働局	<u>62.5</u>	59.6	<u>75.9</u>	71.4	<u>73.3</u>	77.2
滋賀労働局	<u>44.4</u>	52.9	54.3	54.9	<u>62.5</u>	41.6
和歌山労働局	<u>45.0</u>	51.0	<u>48.4</u>	53.9	<u>43.5</u>	53.1
広島労働局	57.3	49.7	57.5	54.5	<u>63.3</u>	56.1
山口労働局	<u>61.5</u>	54.5	<u>44.0</u>	43.8	<u>60.6</u>	54.5
香川労働局	<u>69.4</u>	48.0	53.1	52.0	<u>44.4</u>	57.6
徳島労働局	<u>48.1</u>	47.8	<u>70.8</u>	56.0	50.0	55.2
愛媛労働局	<u>70.0</u>	56.1	<u>62.1</u>	53.4	55.1	55.6
福岡労働局	54.9	47.7	57.4	50.5	59.5	57.7
佐賀労働局	<u>71.8</u>	64.5	<u>65.6</u>	58.9	<u>88.2</u>	57.8

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 就職率は、雇用保険適用就職率。平成 26 年度の実績は、26 年 4 月以降に求職者支援訓練を開始し、同年 11 月末までに終了した訓練コースの実績である。なお、「—」は、訓練未実施である。

3 下線は、各年度の医療事務分野の就職率が 60%以上となっているものに付した。囲みは、医療事務分野の就職率が 40%台となっているものに付した。

表 2-2-22 「求職者支援訓練業務に係る意見交換会」（平成 25 年 12 月滋賀職業訓練支援センター）
における意見等

滋賀職業訓練支援センターが平成 25 年 12 月に開催した「求職者支援訓練業務に係る意見交換会」において、安定所職員からの医療事務分野は受講希望者に比して求人が少ない旨の発言に対して、医療事務の訓練コースを実施する民間教育訓練機関の出席者から医療事務の訓練コースの受講者の就職率は高く、就職につながっており、安定所とは認識が異なる旨の発言がみられた。

この理由について、同センターでは、「医療機関は医療事務従事者を安定所経由で雇用する場合のほか、安定所を介さずに派遣や請負で人材を確保する場合もある。安定所の職員は、安定所に医療機関から求人票があまり来ないことをもって、医療事務の求人が少ないとの認識であったようである。」としている。

（注）当省の調査結果による。

表 2-2-23 情報処理・通信技術者の有効求人倍率と求職者支援訓練の情報系分野の受講者の就職率
(平成 24 年度～26 年度)

(単位：倍、%)

都道府県 労働局名	平成 24 年度		25 年度		26 年度	
	情報処理・通 信技術者の 有効求人倍 率	求職者支援 訓練の情報 系分野の就 職率	情報処理・通 信技術者の 有効求人倍 率	求職者支援 訓練の情報 系分野の就 職率	情報処理・通 信技術者の 有効求人倍 率	求職者支援 訓練の情報 系分野の就 職率
北海道労働局	1.02	47.3	1.56	43.0	1.53	52.6
宮城労働局	1.23	56.8	1.73	53.3	2.05	—
青森労働局	<u>0.31</u>	51.5	<u>0.41</u>	<u>80.0</u>	<u>0.53</u>	—
東京労働局	<u>2.89</u>	<u>44.0</u>	<u>3.30</u>	<u>49.8</u>	<u>3.57</u>	<u>55.6</u>
埼玉労働局	<u>0.34</u>	40.2	<u>0.40</u>	29.2	<u>0.41</u>	<u>30.0</u>
茨城労働局	1.56	46.3	1.44	38.5	1.48	—
愛知労働局	<u>2.65</u>	<u>46.6</u>	<u>3.32</u>	<u>43.9</u>	3.22	64.5
富山労働局	<u>0.72</u>	60.0	<u>0.96</u>	72.7	1.44	62.5
石川労働局	1.26	<u>18.2</u>	1.42	33.3	1.87	—
三重労働局	<u>0.92</u>	<u>100</u>	<u>0.87</u>	—	<u>0.97</u>	—
大阪労働局	1.78	57.5	<u>2.37</u>	<u>56.2</u>	<u>3.09</u>	<u>51.7</u>
福井労働局	1.21	—	1.49	66.7	1.97	—
滋賀労働局	<u>0.25</u>	—	<u>0.54</u>	—	<u>0.65</u>	—
和歌山労働局	<u>0.35</u>	—	<u>0.40</u>	<u>22.2</u>	<u>0.56</u>	33.3
広島労働局	1.00	52.5	1.10	27.3	1.65	—
山口労働局	<u>0.49</u>	53.3	<u>0.58</u>	—	<u>0.69</u>	—
香川労働局	<u>0.79</u>	33.3	<u>0.79</u>	50.0	1.02	—
徳島労働局	<u>0.47</u>	36.9	<u>0.50</u>	42.9	<u>0.64</u>	—
愛媛労働局	<u>0.73</u>	50.0	<u>0.81</u>	61.0	<u>0.93</u>	70.8
福岡労働局	<u>0.83</u>	42.4	1.12	39.5	1.51	64.8
佐賀労働局	<u>0.23</u>	50.0	<u>0.30</u>	50.0	<u>0.61</u>	<u>75.0</u>

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 就職率は、雇用保険適用就職率。平成 26 年度の実績は、26 年 4 月以降に求職者支援訓練を開始し、同年 11 月末までに終了した訓練コースの実績である。なお、「—」は、訓練未実施である。

3 囲みは、情報処理・通信技術者の有効求人倍率が 1.0 倍未満のものに付した。下線 1 は、各年度の情報系分野の就職率の最大値と最小値に付した。下線 2 は、情報処理・通信技術者の有効求人倍率が 2.0 倍以上かつ情報系分野の就職率が 60% 未満のものに付した。